5　「3．実施した工事の費用の額等」の欄には、この証明書により証明をする工事について、次により記載すること。

⑴　「⑴住宅借入金等特別税額控除の対象工事（償還期間が10年以上の住宅借入金等を利用して増改築等をした場合）」に関し、確認した内容について記載する表には、次により記載すること。

①　「①　第１号工事～第６号工事に要した費用の額」の欄には、施行令第26条第25項第１号から第６号までに規定する工事の種別のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。

②　「②　第１号工事～第６号工事に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された法第41条第１項に規定する増改築等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。

「「有」の場合」の「交付される補助金等の額」の欄には、法第41条第１項に規定する増改築等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

③　「①から②を差し引いた額（100万円を超える場合）」の欄には、「①　第１号工事～第６号工事に要した費用の額」から「交付される補助金等の額」を差し引いた額（100万円を超える場合）を記載するものとする。

⑵　「⑵特定増改築等住宅借入金等特別税額控除の対象工事（償還期間が５年以上の住宅借入金等を利用して高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）、特定断熱改修工事等若しくは断熱改修工事等（省エネ改修工事）又は特定多世帯同居改修工事等（同居改修工事）を含む増改築等をした場合）」に関し、確認した内容について記載する表には、次により記載すること。

①　「②　高齢者等居住改修工事等の費用の額等（２％控除分）」の欄のうち、「ア　高齢者等居住改修工事等に要した費用の額」には、高齢者等居住改修工事等の１～８のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。

「イ　高齢者等居住改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された高齢者等居住改修工事等に、高齢者等居住改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。

「「有」の場合」の「交付される補助金等の額」の欄には、高齢者等居住改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」の欄には、「ア　高齢者等居住改修工事等に要した費用の額」から「イ　交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

②　「③　特定断熱改修工事等の費用の額等（２％控除分）」の欄のうち、「ア　特定断熱改修工事等に要した費用の額」の欄には、特定断熱改修工事等の１～６のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。

「イ　特定断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された特定断熱改修工事等に、特定断熱改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。

「「有」の場合」の「交付される補助金等の額」の欄には、特定断熱改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」の欄には、「ア　特定断熱改修工事等に要した費用の額」から「イ　交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

③　「④　特定多世帯同居改修工事等の費用の額等（２％控除分）」の欄のうち、「ア　特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額」の欄には、特定多世帯同居改修工事等の１～４のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。

「イ　特定多世帯同居改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された特定多世帯同居改修工事等に、特定多世帯同居改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。

「「有」の場合」の「交付される補助金等の額」の欄には、特定多世帯同居改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」の欄には、「ア　特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額」から「イ　交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

④　「⑤　②ウ、③ウ及び④ウの合計額」の欄には、②ウ「アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」、③ウ「アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」及び④ウ「アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」の合計額を記載するものとする。

⑤　「⑥　断熱改修工事等の費用の額等（１％控除分）」の欄のうち、「ア　断熱改修工事等に要した費用の額」には、断熱改修工事等の１～４のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。

「イ　断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された断熱改修工事等に、断熱改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。

「「有」の場合」の「交付される補助金等の額」の欄には、断熱改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」の欄には、「ア　断熱改修工事等に要した費用の額」から「イ　交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

⑶　「⑶住宅特定改修特別税額控除の対象工事（高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）、一般断熱改修工事等（省エネ改修工事）又は多世帯同居改修工事等（同居改修工事）をした場合」に関し、確認した内容について記載する表には、次により記載すること。

①　「①　高齢者等居住改修工事等」の欄のうち、「ア　当該高齢者等居住改修工事等に係る標準的な費用の額」の欄には、「租税特別措置法施行令第26条の28の５第１項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して高齢者等居住改修工事等の内容に応じて定める金額を定める告示（平成21年国土交通省告示第384号）」に基づき該当する改修工事ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。